

# 札幌社保協 FAXニュース

2008年 10月14日(火)  
 社保協事務局 発行  
 Tel823-0867 Fax821-3701  
 E-mail:s-syaho@kin-ikyo.or.jp  
<http://www.sapporo-syahokyo.jp/>

札幌社保協創立10周年記念レセプションは、09年1月10日(土)です。



## やめれ！「後期高齢者医療制度」 保険料の年金天引き

新に国保料(65~74歳の世帯)も天引き

	全国人数	道内人数
3月まで健康保険の家族(被扶養者)だった75歳以上の人	約200万人	約56,700人
3月まで健康保険に本人として加入していた75歳以上の人	約35万人	合わせて 約35,400人
4~9月に年金天引きをしていなかった自治体(苫小牧など)	約90万人	
世帯全員が65歳~74歳の国保世帯	約300万人	70,233人

## 知っとー 負担軽減に役立つ豆知識

後期高齢者(75歳以上の人)

◆国保から後期高齢者に移行した人で4・6・8月の年金から天引きされた人(または納付書で納める人)の内、均等割(定額部分)が7割軽減の方一年額保険料が12,900円の方は、10月から天引きはありません。

年額保険料が8.5割に軽減され、前期で納付必要分を払ってしまったからです。

◆健康保険の家族だった人は10/15以降の天引きは2,100円-1回分は700円。

所得にかかる保険料が今年度は0円、定額部分の43,143円の4月から半年分は免除され、なお残り半年分が9割軽減となったため、 $43143 \div 2 \times 0.1$ (10円以下切捨て)

◎要チェック⇒2,100円になっていない人は健康保険家族とされていない可能性がありますので、証明できるものを持って区役所の担当へ。

◆所得にかかる保険料が半分に！

保険料がかかる所得が58万円までの人一年金収入では153万円を超え211万円までの人は、所得にかかる保険料が10月から5割軽減になりました。

◎要チェック⇒保険料の訂正が7月以降届いていますか？来てなければ区役所へ確認を！

◆保険料を口座振替にできます

①世帯主として過去2年間国保料を滞納無く納めていた方-自分の口座から

②年金収入180万円未満の方は、世帯主や配偶者の口座から振替ができる

※②の場合は世帯主などの税金で、社会保険料控除として扱うことも可能になります。

◎要チェック⇒急いで区役所へ手続きしたら、12月年金に間に合う場合もあります。

### 国民健康保険の場合

◆天引き対象は全員が65~74歳の世帯です。世帯主や同世帯の人が後期高齢者や64歳以下などの場合は天引き対象世帯になりません。

◆支払い可能な保険料で分納をしている人など、天引きされると生活が大変になる世帯は、納付書での納付にできる場合がありますので、ぜひご相談ください。

10月30日国保・介護・後期高齢者  
11月10番で相談活動を強めよう！